

福岡市情報公開審査会部会（第1部会）議事録

1 日 時 令和5年11月13日（月）10:00～12:00

2 場 所 福岡市役所15階 1503会議室

3 出席者

(1) 委員

作間 功（部会長）

五十川 直行

大神 朋子

大脇 成昭

(2) 事務局

情報公開室長 吉野 靖啓

情報公開係長 古藤 紘子

情報公開係員 草野 友巴

4 会議経過

開 会

議 事

- (1) 情報公開制度運用状況の報告【公開】
- (2) 令和3年度諮問第25号に係る審議【以下、非公開】
- (3) 令和4年度諮問第1号に係る審議
- (4) その他

閉 会

5 議事結果

(1) 情報公開制度運用状況の報告

令和4年度の運用状況について報告した。

(2) 令和3年度諮問第25号に係る審議

令和3年度諮問第25号に係る審議を行った。

(3) 令和4年度諮問第1号に係る審議

令和4年度諮問第1号に係る新件紹介を行った。

(4) その他

次回の部会日程の確認を行った。

6 議事内容

(1) 情報公開制度運用状況の報告【公開】

部会長 これより福岡市情報公開審査会（第1部会）を開会する。本日は、令和4年度の情報公開制度運用状況の報告を「公開」で行ったのち、会議を「非公開」とし、令和3年度諮問第25号の審議を行い、その後、令和4年度諮問第1号の審議を行う。

まず、運用状況についての報告だが、傍聴希望者の確認を行う。

<傍聴希望者なし>

部会長 では、事務局から、令和4年度情報公開制度の運用状況について報告をお願いします。

<事務局から資料に添って運用状況を報告>

部会長 今の報告について、質問、意見等がないか。

委 員 不服申立ての件数及びその処理状況（表3）について、令和2年度からの継続申立ては1件とのことだが、これは、情報公開審査会への諮問の状況（表5）のどれに当たるのか。

事務局 当該1件は、情報公開審査会への諮問の状況（表5）のうち、令和2年度諮問第9号に当たる。

令和2年度諮問第7号については、答申は令和3年度中に行われているものの、裁決が行われたのが令和4年度であり、令和3年度の情報公開制度運用状況の報告においては裁決に関する部分の記載がなかったことから、あわせて報告しているものである。

委 員 不服申立ての件数及びその処理状況（表3）の見方として、このうちの処理状況とは、当審査会への諮問後の処理状況ということになるか。

事務局 そうである。

委 員 当審査会への諮問前に取下げがなされる場合とは、どのようなものがあるのか。

事務局 例えば、期間延長決定に対する不服申立てがなされたものがある。期間延長決定自体は行政処分ではないが、不作為に対する不

服申立てとしては成り立ちうる。

しかしながら、審査会への諮問がなされる前に延長後の決定がなされることが多いため、結局はその後取下げとなっている。

委 員 そういった場合でも、不服申立てがなされたという取扱いとなるのか。

事務局 不服申立てがなされた事実是不変変わらないが、その後取下げという扱いとなる。

委 員 内容としては理解できたが、不服申立ての件数及びその処理状況（表3）の記載の仕方として、諮問前の取下げも含めて記載するとか、逆に諮問後の処理状況であることがわかるような記載にするとか、工夫をしたほうがわかりやすいのではないか。

事務局 そのような趣旨で記載の方法を検討したい。

委 員 出資法人等の情報公開協定の締結状況について、これは福岡市の先進的な取り組みであると認識しているが、そのなかで、財政支援団体の締結率が40～45%くらいになっている。

条例の枠組みとして、情報公開協定の締結はあくまでも出資法人等の合意があってできるもので、合意に至らなければ締結はできず、その場合は出資法人等に関する文書について公開請求があっても対応はできないということになるのか。

事務局 出資法人等の情報公開については、条例第39条に規定があり、同条第3項は「実施機関は、出資法人等に関する文書について公開請求があった場合において、当該公開請求に係る文書を保有していないときは、当該出資法人等に対し、当該文書を提出するよう求めることができる」と定めている。

このため、情報公開協定の締結の有無にかかわらず、実施機関は、出資法人等に対し文書の提出を求めること自体はできる。ただし、これに出資法人等が応じるかどうかは任意となる。

この文書の提出等を円滑かつ適正に行うため、同条第4項において、提出を求める文書の範囲その他必要な事項について情報公開協定を結ぶよう努める旨を規定しているものである。

情報公開協定は、出資法人等との合意があって締結できるものであるが、当該協定を締結した場合は、当該協定で定めた文書については、当該出資法人等は実施機関からの文書の提出の求めに応じなければならないということになる。

なお、出資法人等が作成した文書であっても、実施機関側の担当部署において当該文書を保有している場合もあり、その場合には、実施機関が保有する文書として公開決定を行うことになる。

(2) 令和３年度諮問第25号に係る審議【以下、非公開】

(3) 令和４年度諮問第１号に係る審議

(4) その他

議事終了

閉 会